

最高裁秘書第5179号

令和元年10月28日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年10月18日に答申（令和元年度（最情）答申第49号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成31年度（最情）諮問第1号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮問日：平成31年4月8日（平成31年度（最情）諮問第1号）

答申日：令和元年10月18日（令和元年度（最情）答申第49号）

件名：平成30年度の高等・地方・家庭裁判所の配置定員の合計と裁判官の号別
在職状況における判事等の合計が異なる理由が分かる文書の不開示判断（
不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成30年度高等裁判所裁判官の配置定員は358人であり、平成30年度地方・家庭裁判所裁判官の配置定員は2018人であり、その合計は2376人であるのに対し、裁判官の号別在職状況（平成30年7月1日現在）における判事は1965人であり、判事補は774人であり、その合計は2739人であって、両者の数字が全く異なる理由が分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年3月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において、平成30年度の高等裁判所裁判官及び地方・家庭裁判所裁判官の配置定員の合計と裁判官の号別在職状況（平成30年7月1日現在）

における判事及び判事補の合計が異なる理由について説明した文書は作成しておらず、取得もしていない。

また、本件開示の申出が単に平成30年度の高等裁判所裁判官及び地方・家庭裁判所裁判官の配置定員の合計と裁判官の号別在職状況（平成30年7月1日現在）における判事及び判事補の合計の差の内訳を示す文書を含む趣旨であったとしても、これを作成しておらず、取得もしていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年4月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和元年8月23日 審議
- ④ 同年9月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、平成30年度の高等裁判所裁判官及び地方・家庭裁判所裁判官の配置定員は、当該年度において各庁の裁判事務に従事すべき判事等の数を定めたものであり、一方、裁判官の号別在職状況（平成30年7月1日現在）は、裁判事務に従事していない判事等を含め、当該基準日現在において判事等に発令されている者の数を表したものであるとのことである。このことを前提に検討すれば、司法行政事務を遂行するに当たり、そもそも概念が異なる両者の合計数に差があることにつき、その理由を説明した文書や合計数の差の内訳を示した文書をあえて作成する必要性は乏しいと考えられるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め

られる。

- 2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人